

## 陸上自衛隊航空学校の分校の所掌事務に関する達

昭和 39 年 7 月 17 日  
陸上自衛隊達第 51 - 14 号

改正 昭和 47 年 7 月 1 日達第 122 - 88 号 昭和 48 年 3 月 6 日達第 51 - 14 - 1 号  
昭和 53 年 1 月 13 日達第 122 - 108 号 平成 2 年 9 月 27 日達第 122 - 129 号  
平成 4 年 3 月 26 日達第 51 - 14 - 2 号 平成 14 年 3 月 27 日達第 51 - 14 - 3 号

陸上自衛隊航空学校組織規則（昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 16 号）第 22 条の規定に基づき、陸上自衛隊航空学校の分校の所掌事務に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

### 陸上自衛隊航空学校の分校の所掌事務に関する達

（総務課）

第 1 条 霞ヶ浦校の総務課においては、次の事務をつかさどる。

- （1）公印の保管に関する事。
- （2）公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- （3）物品（整備課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- （4）分校に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- （5）業務の能率的運営及び業務改善に関する事。
- （6）組織、定員及び定数に関する事。
- （7）航空安全に関する事。
- （8）人事に関する事。
- （9）福利、厚生に関する事。
- （10）保健、衛生に関する事。
- （11）秘密の保全に関する事。
- （12）印刷に関する事。
- （13）記録及び統計に関する事（教育課の所掌に属する事項を除く。）。
- （14）施設の維持及び管理に関する事。
- （15）給養に関する事。
- （16）車両の運用に関する事。
- （17）前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない事項に関する事。

2 宇都宮校の総務課においては、前項各号（第 3、第 14、第 15 及び第 16 号を除く。）に掲げるもののほか、次の事務をつかさどる。

- （1）警備及び消防に関する事。

- (2) 調査に関すること。
- (3) 航空救難に関すること。
- (4) 出版物及び厚生用品に関すること。
- (5) 若年定年退職者給付金に関すること。

(管理課)

第2条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（総務課及び整備課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 給養に関すること。
- (3) 施設の維持及び管理に関すること。
- (4) 車両の運用に関すること。
- (5) 役務の調達計画及び管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない管理業務に関すること。

(会計課)

第3条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算及び決算に関すること。
- (2) 支払及び収入の会計事務に関すること。
- (3) 物品及び役務の調達、その他の契約に関すること。
- (4) 旅費及び金銭給与に関すること。
- (5) 債権管理に関すること。

(整備課)

第4条 整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 航空機に関すること。
- (2) 落下さんに関すること。
- (3) 通信器材に関すること。
- (4) 通信の運用に関すること。

(教育課)

第5条 教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練（以下「教育訓練」という。）の計画及び実施に関すること。
- (2) 教育訓練に関する記録及び統計に関すること。
- (3) 教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

(衛生課)

第6条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理及び防疫に関すること。
- (2) 診療に関すること。
- (3) 衛生器材に関すること。
- (4) 医務室の管理及び運営に関すること。
- (5) 隊員の募集等に伴う身体検査に関すること。

附 則

- 1 この達は、昭和39年8月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊航空学校の内部組織に関する達（昭和34年陸上自衛隊達第20 - 31

号) は、廃止する。

附 則 (昭和 47 年 7 月 1 日陸上自衛隊達第 122 - 88 号) 抄  
この達は、〔中略〕昭和 47 年 8 月 1 日から〔中略〕施行する。

附 則 (昭和 48 年 3 月 6 日陸上自衛隊達第 51 - 14 - 1 号)  
この達は、昭和 48 年 3 月 19 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122 - 108 号)  
この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 9 月 27 日陸上自衛隊達第 122 - 129 号)  
この達は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 51 - 14 - 2 号)  
この達は、平成 4 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 51 - 14 - 3 号)  
この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。